

# モンゴル朝治下の封邑制の起源

——とくに Soyurghal と Qubi と Emčü との關連について——

村上正二

## 目次

- はしがき 3  
1 秘史における“Soyurghal”の用法とその意味と 3  
2 “Kesiğel”の組織と Emčü 的關係と 3  
3 “Qubi”と“Soyurghal”と“Emčü”と 3  
結び 3

## はしがき

中世の西ヨーロッパ封建社会における“fief, Lehen”，あるいは西アジアのイスラム社会における Iqta に相当するものとして、モンゴル王朝に支配された十三世紀以降のアジアの各地、ことに西アジアの諸国では、この王朝が滅亡したのも、かなりおそくまで、“Soyurghal”という制度が、ひろく行われてきたことは、すでに西歐米の諸学者によって指摘されたところである。もっとも古くは Quatremère がこれに注意し、<sup>(1)</sup>近くではたとへば Spuler 教授が、その著『イル汗国史』において「ともかくも御料地 (Krongüter) は、恩賞地 (Gnadenlehen; Sojiryanış) として、イル汗の妻妾や兄弟に贈与されただけでなく、とくに国家官僚、武將、兵士らへの給与あるいは報酬として、世襲的食邑 (erbliche-

Soldaten)の形で与えられた。(2)これらに関する事務を取扱ったのは、(イル汗国の)大蔵省のある特定の局であった」と述べ、<sup>(2)</sup>また同じく『金張汗国史』のなかでも「封邑 (sojugal) は汗によって分与された。それは往々にして、たとへば国家に危害を及ぼす敵を除いたといふやうな特別な勲功に対する報酬であった。<sup>(中)</sup>土地の贈与もまた行はれたが、イランにおいて大きな役割を演じたやうな“Militärliehen”の成立に関しては、(金張汗国の場合には)知られてゐない」と述べて、<sup>(3)</sup>キプチャク汗国においても同じSoyurghalの制度はあったが、イル汗国とそれの間には、多少の違いのあつたことを暗示された。またYakovsky教授は、その『金張汗国史』において「定住地方に広大な土地を所有し、また草原に家畜の大群を所有した半遊牧の領主たちの状態は、Soyurghalすなはち采邑領有の制度について最もよく表現される。このSoyurghalは蒙古時代において最も広く行はれた、領主の広大な土地所有の形態であつた。Soyurghalの特徴なるものは、この土地が世襲的領地に編入され、全部または分割して売買できない点にあつた。蒙古時代、特に金張汗国においては、汗の主権を以て広大な土地をその土地に住する農民ぐるみ分与したもので、その場合は往々、下賜上論に免税上論をも添へて授けた。免税上論とは、そのSoyurghalの住民に対し、国家へ納付すべき一切の租税若くはその租税の大半を免除するもので、これによつて soyurghal の封建的領主は、直接生産者の副産物の大半を取得した」と述べて、<sup>(4)</sup>金張汗国内におけるこの制度を、ある種の Immunität をもつ封建的所有地と一義的な断定を下されてゐる。ちやうど V. Minorsky 教授は、十六世紀末のオスマン帝国の地方貴族に下賜された Soyurghal の特許状を翻譯した際に、これを grant, bestowment と解かれ、Vladimirtsov 教授の hereditary grant という解釈に賛同された。<sup>(5)</sup>ついで『ヘルシムにおける地主と農民』を著せられた A. K. Lambton 女史は、その著書においてサファヴィ朝治下における Soyurghal の状態について、詳細にふれられ、Chardin や Hintz 氏らがこれをイヌラム寺院の寺領としての“Vaql land”に当つた諸説を退けて、

「Soyurghal」は“Yakf land”に限られたものではなく、その受領者も宗教団体の人びとに限られたものではなかった。それらはまた荒蕪地や御料地からも、大抵ある種の免税特権を添へて賜与されたのである。さらに国庫の収入から支出される金銭の賜与にも、Soyurghal という言葉が適用された。死ねば、これらの賜与物は国家によって回収されるか、または、しばしばあったことと思はれるが、篡奪でもされぬ限り、本来の受領者の相続者の間で分割された。さらに本来の賜与は、“in perpetuity”として、官吏らが年ごとに新たな要求を出すのを禁止するやうにはしてゐた。しかし最初の受領者が死去すれば、賜与の再確認を求めることが、必要だつたもやうである」と論ぜられた。<sup>(6)</sup>このやうに、種々の解釈はあるが、ともかく封建的所領にも似た Soyurghal の制度が、モンゴル朝支配下の西アジアの諸汗国で実施され、諸汗国が亡びたのちもながく、土着の王朝によつて継承されたことが、明らかとなつた。しかも、この制度が、言葉自体からも本論で説くやうに、モンゴル社会に起原をもつことは、殆ど疑ひを容れないところである。にもかかわらず、チンギス汗時代のモンゴル社会におけるソユルガル制については、別段詳細な研究あるのを寡聞なる筆者はいまだに知らない。このやうな制度がモンゴル統治下において、どのやうな過程を経て成立し、かつ、どのやうに発展して、諸汗国にその跡を残すにいたつたかなど、これに関して興味ある問題は多々あらうが、ここではまづモンゴルの起原をさぐりたいと思ふ。それが本稿の主旨である。

註

et qui se transmet par (◀heritage▶) となつた。

- (1) Quaternère はラシニアの「フラヴ汗史」の註にあり  
 として Suyurghamishi (faveur, bienveillance) と云ふ文字と  
 同時に、同じ語源の言葉として「Sourgal」をあけ、これを  
 「帝王が臣下に下賜する土地で、世襲によつて伝承されるも  
 の」(un fonds de terre que le roi concède à un homme, (5))
- (2) Berthold Spuler: Die Mongolen in Iran, “Krongüter und Lehen, p. 327~
- (3) Berthold Spuler: Die Mongolen in Russland p. 293
- (4) ヤツホスキー・播磨猶吉訳「金帳汗国史」二二〇頁
- (5) Minorisky: A Soyurghal of Qasim b. Jahangir Aq-

goyunlu (903/1498) (B. O. O. S. IX)

p. 115—116.

(9) A. K. S. Lambton: Landlord and Peasant in Persia

## 一 秘史における Soyurghal の用例と意味

まづ、もつとも重要で、豊富なモンゴル語の同時代史料としての元朝秘史にあたって、当時のモンゴル朝治下において「Soyurhal」といふ言葉がどのやうに使用されてゐたかを調べてみることにしよう。この文字は、秘史では「莎余音兒中合龍」といふ形で出てるが、もしもその前は「莎余音兒中合周」(Soyaryaju)「莎余音兒中合龍」(Soyuryaba)「莎余音兒中合黒蒼龍」(Soyurqaydaba)「莎余音兒中合命」(Soyuryarun)「莎余音兒中罕」(Soyurqan)「莎余音兒中合阿速」(Soyurqayasu)「莎余音兒中合黒蒼阿速」(Soyuryaydasu) などといふ Soyurghal の動詞の各変化形で現はれてゐる場合が多い。<sup>(1)</sup>しかも、この際「Soyurxaxu」と「Soyuryaydaxu」といふ能動形と被動形とがしきりに用いられてゐることをもあらかじめ注意しておきたい。<sup>(2)</sup>ともかく、これらの諸用例によつて、名詞形の「soyurghal」といふ言葉は、本来その動詞形から由来したものであることが、察せられよう。これに対して、明人の傍訳では、名詞、動詞の場合を通じて、ほとんど「恩賜」という訳語で通してゐるが、わが那珂通世博士は、恩賜、恩賞、ときには賞賜とも訳され、ペリオ教授は la grace, la faveur などと訳され、E. Hämisch 教授は Gnade, Gnadengeschenck と訳された。<sup>(3)</sup>このやうに訳された「Soyurghal」が、秘史のなかで事実、どのやうな用例で現はれてくるかをつぎに調べてみねばならない。まづ、第一群の例としては、一一五節に、チンギス汗との戦ひに敗れたタートル部の yake-Cerem の娘 yesügen Qatun が、姉の yesüi Qatun を自分に代つてチンギス汗の妃に推さうとして嘆願する際に、一六九節では、Ong-Qan の陣營に加はつてゐた Qulan Batarur の子 Yake-Cerem の haran であ

った Badai と Ksilig の二人が、チンギス汗に Kereid 部族の陰謀をひそかに告げて、その真実性を認めてもらはうといふ場合に、一九七節では、チンギス汗の *nökör* になることを許された *Nayaa* がチンギス汗の妃となる *Qulan Qatun* を犯さなかつたことを主君に認めてもらうた場合に、二〇一節では、捕へられた政敵の *Jangka* が、古い盟友 (*anda* 按答) の好しみによってチンギス汗から名誉ある死を許してもらうた場合に、この言葉の動詞形がそれぞれ用ひられてゐる。これらの諸例は、いづれも主君の特別の仁慈によって、ある行為を認許可してもらつたといふやうな場合の用例で、*Grace* とか *Gnade* などといふ、この言葉がもつ、本源的、かつ一般の意味にもっとも近いやうである。<sup>(4)</sup> つぎに第二群の例になると、例へば第一四七節では *Jebe* が戦のさなかチンギス汗の乗馬を射仆したことを忌みかかえず申し述べながら、*Taiçit* 部から敵の主君チンギス汗のもとに投属を乞うたところに、一四九節では、同じく *Taiçit* 部のもとにあった *Barin* 部の *Nayaa* が、主君 (*ulus-un efen*) たる *Tarqutai Qiriltuy* の生命を助けて逃してやつたのち、改めてチンギス汗に投属を乞うたところに、一八五節では、*Qadaq-ba'adur* が敗れた主君の *Onq-Qan* を *Naiman* 部に無事逃がしてやつてから、悠々チンギス汗に帰属してきたところに、一八八節では、これらとは反対に、馬丁の *Kököçü* が久しく恩顧をうけた主君の *Sengin* を見捨てて投降しようとするのを極力反対した、その妻の忠誠を嘉みして、主君を見捨て顧みなかつた馬丁をチンギス汗が処断するところに、この言葉の動詞形の使用がみられる。これらの用例では、主として敵側の自由騎士たる *nökör* (なかに *haran* の場合もあつたが) が来投してきて、チンギス汗の *nökör* 群に加へて欲しいといふ投属の『嘆願』(*mö-rgüktü*) と『忠誠の誓』に対して、チンギス汗がこれを聴許し、または拒否するといふ形がとられてをり、聴許の場合は、『*Soyuryaxu*』といふ能動形が、投属する側の騎士から嘆願する場合は『*Soyuryaydaxu*』といふ被動形が用ひられてゐる。

このやうにこの言葉は、聴許または拒否を与へる側の主君とそれを受ける側の臣下との間で取交はされるところの、相互関

連的 (reciprocal) 表現として用ひられてをり、どちらかといへば、臣従する側の「忠誠」といふ事実の「確認」と「宣誓」といふ点に重きがおかれてゐたやうに思はれる。これは主君に対する従士の絶対的忠誠を求めてやまなかつたチンギス汗が、敵の従士の臣従に際して、とくに以上のやうな慎重な手続のもとで、その忠誠を検証したのち、己れの信頼する従士団 (tiegeten nököd) に加へて可汗としての権力の増大につとめたからでもあらう。もちろん、当時このやうな臣従の形式が、唯一のものであつたかどうかは疑問である。例へば富裕なるが故に、独立のアイルの遊牧形態をとつてゐたと謂はれる Ariad 族の長者 Nagu Bayan の息子 Bo'orču<sup>(5)</sup> が弱年ながら王者らしいチムジンの風格に惹かれて、その下に托身 (Commendatio) して来たやうな、典型的な自由騎士の投属の場合もあつたやうであり、Uriyanga 族の Jelme やうに、父の代からチンギス汗族の隷属部族でしかも父によつてチンギス汗の "emčü bo'ol" (直屬隷臣) とせられて、のちに著名な従士となつた場合もあつた。また Jalair 部族出身の従士 Mugali のやうに、やはりチンギス汗家の隷属部族で、のちにチンギス汗の下に投属して来た場合もある。この Jelme と Mugali の投属の場合は、とくにチンギス汗の "emčü bo'ol" たるべく、彼らの父からチンギス汗に対して忠誠の「宣誓」が行はれたことは、いづれ後述する。この他にチンギス汗と同族の間柄にあつた Gonyotan 族の Münlig ečige や Batarin 部族の長 Gorči usun ebügen のやうな、チンギス汗としても、十二分に尊敬を払はねばならぬ古い nökör たちもゐた。このやうに、チンギス汗の傘下への nökör たちの来投や臣従の動機や形式はさまざまであつたらうが、そのうちの多くは、やはり困難な部族戦争の過程において敵側から来投して来た騎士たちであつたから、いづれも右に述べられたやうな、主君からの忠誠の「確認」と臣従するものの側からの「宣誓」といふ、一定の形式を踏むことが、恐らくは常例となつたことであらう。そしてその行為を君主側から示すことが、すなはち "Soyuryaxu" であつて、それを臣下が受諾することが "Soyuryaydaxu" であつて、この相互契約の結果、両者の間にはじ

めて正式な主従關係が成立したものと思はれる。かやうな過程を経て、チンギス汗の従士団はしだいに形成され、そしてたえず拡大されてその上にイ・ヘ・モンゴル・ウルスがやがて成立してくるのである。その新たな成立の過程に関して一層具体的に、明瞭な諸用例を示してくれるのが、つぎに述べられる第三群の諸用例であらう。

さて、第三群の諸用例は、秘史の第二〇三節から二二三節にいたる二十一箇条に亘つてみえるが、これらの記事は二二〇六年チンギス汗がイ・ヘ・モンゴル・ウルスの誕生を祝つた際、ともに辛酸をなめた従士たちを、新しく組織した千戸集團の長に任命したのち、さらにその勲功をたたへて、「ソユルガルの言葉 (Soyural tge) を与へよう」といつたとみえる第二〇二節の記事につづくもので、従つてつぎに述べられる各節の用例は、この「ソユルガルの言葉」の具体的な内容を逐一述べたものとみなすことができよう。まづ第二〇三節では、チンギス汗がもつとも経歴も古く、勲功ある騎士から呼び入れようとするのを、傍にあった *Sigi-Qutuqu* がさへぎつて、自らの勲功を大いに言ひ張つたので、チンギス汗は彼に *Jaryuaci* (札魯兀赤) といふ、ウルス内の戸籍をはじめ内政一般の処理に当る重要官職と『土壙ある都城の一部』 (*Širo'ai yoruyatu barayasm aca*) とを「ソユルガル」として与へたことが述べられる。二〇四節では、父の代からの古く *nökör* であり、父の死後には養父ともなつたらしい *Qonyotan* 族の長老 *Müning eüge* に、その旧恩と *Kereid* 部族との抗争のとき、その族長 *Onq-Qan* の奸計に欺かれようとした危機から一命を救つてくれた功績に對して、年ごとの俸禄 (*ögige*) を「ソユルガル」として与へたことが述べられ、二〇五節では、若年の時から進んで *nökör* となつてくれ、窮乏の際には馬泥棒から盜まれた馬匹を取返してくれたら、*Merkid* や *Tatar* 部族との激しい戦ひには奮戦して敵を打倒してくれた *Bořdu* に對して、右手の万戸 (*Dara'un yar-un tümen*) といふ、モンゴル・ウルスの西方の總督たる官職を与へ、かつ九回の刑罰をも免かれうる (*yesün aldaldur bu alda*) といふ刑法上の特典を与へたといふ例がみえ、二〇六節では、祖先の代からチンギ

ス汗家に仕へた *haran* であり、親の代には主家 *Qyad* の族の運命を占ふ巫者でもあつたらう。 *Muqali* に対し、 *Bo'orču* と相並んで、左手の万戸 (*čeiün yar-un tümen*) といふ東方の総督の地位とそれによきはしむる国主といふ称号を与へた例がみえてゐる。ついで、二〇七節では *Batarin* 部長の *Qorci-Usun ebügen* に対して、モンゴル部族内の長老氏族 (*aqayin Uruy*) としてつねにモンゴル・ウルス統一の象徴としての福神 (*nemdu Qutuy*) を保持してくれた功によつて、三十人の美貌の女性と *Ertisi* 河畔に住む森林の民 (*noi-yin irgen*) を統べる万戸の地位を与へた例が述べられ、二〇八節では、チンギス汗軍の先駆としてめざましい戦功をあげた *uru'ud* 族の *Jurcedei* に対して、とくに *Kereid* 部族との乾坤一擲の戦ひにおける大戦功を想つて、 *Kereid* 族長 *Jarayambo* の女 *Ihaga beki* とそれに伴う二百人の「勝人」 (*Injes*) とを与へた例が述べられる。つぎの二〇九節では、チンギス汗麾下の精銳軍の四狗 (*dörben noyas*) を代表した *Qubilai* にはウルスの軍事を統べる (*čeriğün tife aqalaju*) 重要官職を賜つた例が述べられ、二一〇節では、正直者で誠実に仕へてくれた *Geniges* 族の *Qunan* に、 *Jöci* ウルスの万戸の職を賜つた例が、二一一節では、チンギス汗家の古く *Unayan bo'ol* で幼少のころから *emcü bo'ol* として仕へてくれた *Uryanqa* 族の *Jelme* に、九回の刑罰免除の特典を賜つた例が、二一二節では、養父 *Münlig-Ečiğe* の子 *Tulun Čerbi* に対して、父とは別箇に、自ら得たところのものを統べる (*ö'erün oluysan jüegsen-iyer yen*) 千戸の地位を賜つた例が、また二二三節では、チンギス汗家の食糧を賄つてくれた *Bayau'd* 族の *Öngür* に対して、異種部族の間に四散した部民 (*Qari tutum bara tara aqa de'ü*) を集めて、その千戸の長たる地位を賜つた例が、二二四節では、戦争中の拾ひ子の *Boro'ul* に、幼少から艱難を伴にした功と、その妻がチンギス汗の末子 *Tului* の命を救つてくれた功に対し、九回の刑罰免除の特典を賜つたことなどが、それぞれあげられてゐる。以上の十二節は、チンギス汗の比較的古い *Nökör* たち (*ötügüs öjeyen nököd*) に対する *Soyuryal* 賜与の例で、これら *Nökör* たちは、モン



ゴル部族出身のものか、あるいはチンギス汗家に古くから住つてゐた *nökör* やまたは *haran* の子孫と思はれる騎士たちであつた。これらに対する賜与の例につづいて、二一五節では、チンギス汗が自己の娘たちや家族たちにも「ソウルガル」を賜うたと簡単に述べてゐるが、具体的にどんな内容のものを与へられたのか、これらことに秘史は何ら触れてゐない。

秘史の作者はさらに第二一六節から二二三節にいたるまで、ソウルガル賜与の諸例を述べつづける。二一六節では、二〇七節にも見えてゐた *Qortin Usun Ebügen* に対して、「モンゴル部族の習俗」(*Monggol-un töre*) に従つて部族の巫者 (*begi* / *böge*) たる地位を襲ふことを承認し、二一七節では *Mangyut* 族長 *Jürchedei* らとともにチンギス汗軍の先駆として戦死を遂げた *Quidar Sečen* の遺族に対して、恩給 (*abirya*) を賜ひ、二一八節でも、同様に戦死した *Cayan-Qoa* の子 *Tooril* に恩給を支給すると同時に、四散した *Negüs* 族をもつめて、その千戸長の地位を賜ひ、二一九節では、*Taiçitud* 部に捕はれ身となつたチンギス汗を助け逃した *Taiçitud* 部の *haran* であつた *Süldüs* 部人 *Sorgan Sira* およびその子どもたちに、とくに牧地を自由に定め (*Nuntury dargalan*) の権利と、狩猟や戦争の際、自ら得たものは、そのまま自己の所得としうる (*Olja olu'asa olu'ysa'ar abudun*) の権利と九回の刑罰免除の規定を賜ひ、官廷に入るに際しては、箭筒を帯び、喝蓋の礼 (*ötög*) に参加しうるといふ榮譽をも与へられたと見える。また二二〇節では *Taiçitud* 部から投降してきて、巧みにチンギス汗に取入つて重要な *Nökör* の一人となつた喇口者の *Naya'a* には中の万戸 (*Tüb-ün tümen*) の官職を賜ひ、二二一節では、チンギス汗麾下の四狗中の二人である *Jebe* と *Sübedei* とに対して、その戦に際して「自ら得て置きたる」(*öc'ein olu'ysad jü'egse'er-iyen*) ものを千戸長となることを認め、二二二節では、チンギス汗一族の羊飼であり、のちにその千戸長となつた *Besüd* 部の族人 *Degei* に対しては、その「埋もれた民」(*Begüde'ül*) をあつめて、その千戸を支配させたと述べ、二二三節では、同じくチンギス汗一族の大工 (*Modöci*) の役をつとめた *Besüd* 部の族人 *Küçügür*

に対しては、*Jadaran* 族の *Mulgalqu* とともに一つの千戸を統べさせたと見えてゐる。以上の八節にみえる用例は、最初の *Qorci Usun* の唯一の例を除けば、戦死した遺族に対する賜与か、あるいはまた、チンギス汗に敵対した部族の *nökör* か *haran* かで、チンギス汗が最初の可汗となつたのちに帰服して来たものに対する賜与の叙述と受けとれる。すなはち、秘史の叙述の順序は、チンギス汗が、最初にはまず比較的、古くから仕へた *Nökör* に対しての賜与を行ひ、ついで一族に対する賜与を、最後に敵側から加はつた *Nökör* に対して賜与を行つたといふ風にとれるであらう。

それはさておき、この豊富な第三群の諸例をみて、まづ注意されることは、第一、第二群の用法に見えてゐた動詞“*Soyuryaxu*”の名詞形として“*Soyuryal*”といふ文字が類出してゐることであり、とくに、第二〇三節の中では、それが「*ソウルガルの言葉を与へよう*」(*Soyuryal üge ögsü*)といふ特定の表現のなかに現はれ、第二二四節では「*万戸、千戸の長たちの、ソウルガルを与へらるべき人たちにソウルガルを与へて*」(*tümed-ün mingyad-un noyad-ta soyuryal ögtekün metis-e soyuryal ögçü*)などとみえることである。すなはち、ここでは、“*ソウルガル*”は、チンギス汗の一族ならびに万戸、千戸の長に任ぜられた *Nökör* たちのうちでも、とくに「*与へらるべき資格あるもの*」に限つて与へられたものであつたことが、明らかとならう。そしてその「*与へらるべき資格*」とは、二〇三節によればチンギス汗から聖旨があつて「*勲功あるもの*」に、*ソウルガル*を、*与へよう*と述べ、「*Cinggis Qaryan jarly bolurun: Tusa-tan-a soyugal ögsü kelen*”)たゞあり、*ご*の二〇四節にも「*その勲功を想ひて……俸禄やソウルガルをお前にさるぞ*」(*Tere tusa-yi sedketju…äglige soyuryal çimada ögsü*)と述べたところから、*忠誠な nökör* たちの「*勲功*」(*Tusa*)なのであつて、“*ソウルガル*”とはつまりその勲功に報いるための主君チンギス汗からの反対給付として賜与なのであつた。しかもそれは、決して臨時的に与へられた権利ではなくて、諸用例にくり返して述べられてゐるやうに、「*子孫の子孫にいたるまで*」(*uruy-un uruy-a*

kurtele)」、その受封者によって享受されるべき世襲の特権でもあった。従つてその授与に當つては、贈与者たる主君は“soy-uryal uge”を口頭で申し述べたるに止まらず、それを具体的に示す証拠文書として、一定の形式を装うた「ソユルガル下賜状」(“soyuryal jarly”)を受封者に与へたのもであつた。前に掲げた二三四節のなかで、「万户、千戸の長の、ソユルガルを与へべき人たちにソユルガルを与へ、ソユルガル下賜状をつくるべきやうにつくつて」(“noyad-ta soyuryal ögtekin metis-e soyuryal ögci, soyuryal jarly bolgun-a bolji”)とある“soyuryal jarly”は、まさにちやうした一定の形式を踏んだ文書を指したものに違ひない。かやうにして、「ソユルガル」とは、イヘ・モンゴル・ウルスが樹立された直後、Nökorたちの『勲功』に応じて与へられた主君チンギス汗からの反対給付としての諸特典であり、しかも「世襲的」特典として、主君の直接の言葉で確認され、その確認の証拠たる「公式の文書」が与へられたことがほゞ明らかとなつた。従つてさきの第二群における、この動詞“soyuryaxu”の諸用例が「忠誠」の誓約を通じての主従間の恩顧關係の成立を意味したものとすれば、第三群の諸用例にみえる名詞形としての“soyuryal”は、すでにそのやうな忠誠の具体的成結たる『勲功』を通じて、やうやく組織化されつゝあつたイヘ・モンゴル・ウルスの封建的諸關係を表示したものとみることができらうであらう。このやうな意味において、右のやうな形式と内容とをもつ「ソユルガル」が、西欧封建社会における臣下の“fidelitas”に對して主君から与へられた“beneficium”と相通するものが多いことは、きはめて興味あるところである。

ところで、イヘ・モンゴル・ウルスにおける“beneficium”としての「ソユルガル」制の内容は、一体どんなものであつたらうか。もとより右に述べた諸用例は、当時賜与された「ソユルガル」の内容をすべて伝へてゐるとは云ひ難いやうではあるが、その重要な特徴を知るには、すでに十分であらう。それらを分類してみると、①としては、nökörたちを千戸の長として、千戸集団を結成させた際、Jalair, Qoryotan, Bararin, Uryanga, Ariad など、比較的同族ごとに纏

てゐた諸部族を除けば、他は大抵四散して同族的結合を失つたままに、他部族の隷屬民 (*haran*) となつてゐたものが多かつたが、これらをその隷屬身分から解放して、同族ごとに統合させるとか、あるいはまた敵側の部族からあつめ得た隷屬民を自己の集團のなかに据ゑおいて、あたらしい千戸を組織させたことがあげられる。ただし、一言しておかねばならぬことは、後述するやうに、これらの千戸長となつたものは、その千戸集團を統べ (*mede*) することを、ウルスの主君 (*uls-un ejen*) から委任 (*trishbe*) せられたモンゴル・ウルスの行政官 (*tushmal*) となつたことを意味するに止つて、始めから千戸の領主となつたことを意味するものではなかつたといふことである。もちろん千戸長の地位が世襲化すれば、その千戸集團に對する彼らの支配権がしだいに強化され、やがてそれが領主的地位に進んで行くであらうことは、当然予想されるところである。②としては、このやうな千戸長のうちでも、とくに勲功が大きく、その支配する千戸集團の数も多かつた有力な *noikör* に對して、重要官職を授けてウルスの國政に参与させたことである。しかも *Sigi-Qutuqu* に与へられた *Jarjuuci* のやうな中央の主要な官職を除けば、左、右万戸といふやうな地方總督の職は初めから世襲されたから、このやうな重要官職をうけつた *Novan* の家の社会的身分はおのづと上昇し、チングス汗の一族ないし姻族につぐウルスの大貴族となることは明らかであつた。③としては、ある千戸長には、年ごとに俸祿を、遺族にはそれに代るべき恩給を支与したことで、これらがとくに世襲の特権であつたことは注意されよう。④としては、「都城」の一部の住民とか、下賜された公女に附屬する「賚人」(*Eis*) を賜はつた場合であるが、これらの人びともどちらかと云へば本来のモンゴル遊牧民 (*ker-in irgen*) とは異なる民族 (*Qari-yin irgen*) に屬するものが多かつたやうである。(後述) ⑤には九回の刑罰から免除されるといふモンゴル獨特の、刑法上の特典で、古い *Noikör* たちやとくに勲功の偉大な *Noikör* たちに与へられた特權的身分の賜与であつた。⑥は狩獵や戦争などで、騎士たちかかち得た財物 (*olja*) は、分前を主君に出すことなく、自己の所有に歸しうると

いふ、税法上の免税の特典で、前述の刑法上の特典とともに、モンゴル語で、*Dargan* (答刺罕<sup>(12)</sup>) と呼ばれた、特定の封建的身分に伴ふ一種の「*Immunität*」であった。⑦は、独立の放牧地を所有し、そのなかで自由に移動放牧しようといふ、遊牧民にとつての、いはば居住放地の取得ならびに移動自由の権利の賦与で、これは他部族の隷属してゐた *Badai*, *Kislig*, *Sorgan Sira* などの場合に限つてみられる例であるから、この種の「*ソユルガル*」はとくにそのやうな隷属身分からのチンギス汗による正式の身分解放の許可を意味したものであつたかもしれぬ。⑧は、箭筒を帯び、武装して宮廷 (*ordu*) 内に入つて飲酒の礼 (*öböc*) に参加しようという、特定の遊牧貴族に与へられた榮譽権である。これらを一層つづめていふならば、「*ソユルガル*」とは、『勲功』のとくに大きい *Nökor* たちに対して、同族的結合の復活と重要官職の授与を通じて、各々委任した千戸集團への実質的支配を容認し、これらに俸禄や恩給などを支給し、あるいは私有民への支配権を認め、または刑法上ならびに、財政法上の「*Immunität*」や榮譽権などを賦与したことになるであらう。一二〇六年、イヘ・モンゴル・ウルス建設の直後に、チンギス汗が一族ならびに姻族、勲臣らに対して与へた「*ソユルガル*」とは、つまり以上のやうな諸特権の賦与を内容とした恩賞 (*beneficium*) の総体を意味したのである。

つきに、一二〇六年以降における「*ソユルガル*」の用法については、これを第四群の例として、秘史のなかに求めて行かう。秘史の一二〇六年以降の記事は、史実が一層豊富になつて行くべきであるに拘らず、かへつて簡単となり、年代的にも叙述が前後倒錯して信用の置けぬところもないが、やはりモンゴル人自身が直接に体験した歴史の叙述として、利用価値は十分にもつてゐるはずである。まづ、第二三五節では、*Qarluy* 族の *Arslan* 汗が自ら進んでチンギス汗の陣營に降伏してきた場合に、二三八節では *Uiyur* 族の *Idiqut* が同じやうに降伏してきた場合に、いづれもチンギス汗は公主を下賜して姻族としたことを伝へ、二三九節でも、同じく降伏し來つた北方の *Oirad* 族ならびにさきごろからチンギス汗に

款を通じてゐた南方の Ongid 族の族長に、それぞれ公主を下賜して姻族としたとあり、また同節には、チンギス汗の長子 Joci に彼の北方征服の勲功をめでて、森林民族 (hoi-yin iigen) を「ソウルガル」として与へたとみえ、二四一節には、Joci に従つて森林民族の Tomad を伐つた際、武運拙なく戦死したチンギス汗の古い nökör の Borolui noyan の遺子には、とくにその部族の一部を賜与したとある。さらに二五一節では、金国の遠征の功績によつて、末子 Tului と姻族の Qonggirad の Cigu とは、「ソウルガル」を授けたとあり、二五二節では、その金国との戦争で得た財物を少しも私有しなかつたといふ誠実さが賞でられて、寵臣 Sigi-Quutuqu がふたたび恩賞にあづかつてをり、二六六節では、これらの戦いで得た夥しい数による「キタイの民や虜の民」(Qara kitad jü-in iigen) をこれら noyad の大長老であり、左、右の万户長でもあつた Borörcu と Mugali とに二分して恩賞したと見える。<sup>(33)</sup> ついで、オゴタイ汗の時代の記事に移ると、第二七九節に、チンギス汗一族が相聚つたときに、チンギス汗生時の例にならつて、ひろく一族に(恐らくは姻族も勲臣も含めて)俸禄や「ソウルガル」を分ち与へようといふ大可汗のいはゆる『ソウルガルの言葉』が述べられてゐる。これらの諸例を分類すると、①としては、異国の王者が交戦せずに進んで降服してきた場合で、これに公を下賜することを“Soyurqa”といつてゐるが、これは古来チンギス汗家と族外婚の姻族となつてゐた Qonggirad 族などと同じやうな姻族 (Quda) としての処遇を彼らに与へ、土地、人民を従前通り安堵させようといふ意味に使はれたものらしい。②としては、チンギス汗の各地への征服事業が成功するに従つて、モンゴル本土とは異なるところの北方の森林民族 (hoi-yin iigen) とか南方の農耕定着地帯の『土墻ある都城』(Siro'ai yo'uryatu barayasan) の民、あるいはまたそれに伴ふあまたの財物 (ed tabar) などを得たが、それをその都度チンギス汗が子どもに姻族に勲臣にそれぞれ「ソウルガル」として分与したことが述べられてゐる。およそ対外戦争で獲た戦利品 (ojta) は、二五二節にみえるやうに金国の首都、中都城を攻略した際でも、二六〇

節にみえるやうに西アジアの Khararizm の首都 Örüngeci (= Urgent) 城を攻略した際でも、遡つては一五三節の例からでも明らかかなやうに(これは關しは後述参照)、つねにイ・ウルスの絶対者支配者 (“Dalar-yin Qayan” = 海内の皇帝)たるチングス汗の全面的所有にかかる (Qanly = 係官)ものであつて、勲臣はおろか、近親一族であつても、恣意に分割し、私有すると許さぬものであつた。チングス汗が親しく一族、勲臣に “ソユルガル” として下賜したものが、実はそのやうな絶対王権の所有にかかるものとして、初めからその手許に留保されてゐたものであつたことを、ここにあらかじめ注意しておきたい。従つて “ソユルガル” の下賜は、王者の尊嚴を飾るにふさはしくイ・ウルスの建設の直後とか、新しい皇帝の即位とか大戦勝の直後に開かれる “クリルタイ” の席上で華やかに行はれるのがつねであつた。二七九節にみえるオゴタイ汗時代の “ソユルガル” 賦与の儀式もまた、多分一二二九年の即位の “クリルタイ” でか、ないしは、むしろ一二三五年の “クリルタイ” の席上で華ばなく行はれたものと思はれる。

以上、秘史のなかにおける “Soyuryaxu ~ Soyuryal” の用例を検討してきたが、ここで得た結論は、はじめに用ひられた動詞形としての “Soyuryaxu” は、主君や遊牧英雄らの下に托身してくる騎士たち間においての主従關係の成立の過程を示したものであり、あとに現はれてくる各詞形の “Soyuryal” は、臣従を誓つたこれら騎士たちの「勲功」に対する恩賞授与といふ形を通じて、彼らとの間における主従關係を一層強化して、そこに恒久的封建關係を樹立したことを意味するものであつたといふことである。つまり、かやうな “Soyuryal” (恩賞) の部の組織を通じて、西欧中世の從士制 (Vassallität) にも比すべきモンゴルの從士制 (Nökörshaft) が、チングス汗の傘下でしだいに成立して行つたものと考へられよう。

註

(一) 華夷訳語 (涵芬樓秘笈本) のなかにも、来文には「莎余吉

児中合周」「莎余吉児中合巴速」「涉余吉児中合巴速」など  
みえ、これに対してやはり秘史と同じく「恩賜」といふ訳語

を与へてゐる。

- (2) F. W. Cleaves 教授の翻譯られた元代のギンケル語神文のなかにあつた “Soyurgajin” “Sogurgay-daxsan ajiru” と同じく動詞の形、または “Soyurgaju ögbei” などと同じ形のもの頻りに出ている。F. W. Cleaves: The Sino-mongolian Inscription of 1362 (H. J. A. S) Vol 12. 1949. passim.

- (3) 那珂通世「成吉思汗実録」(改訂版二八五、二八六頁には「恩賞」とあり、二八九頁には「恩賜」五七二頁には「賞賜」がある。

P. Pelliot: Histoire secrète der Mongols p. 116. passim.

E. Hämsch: Wörterbuch der Manghol nuca tobca'an

p. 136. Soyurhal = Gnade (ungeschent), Belohnung

Soyurhahu (v. soyurhū) Gnadegewähren

Soyurhaju, genädigt

Soyurhahaju pass. bslohnt werden

Soyurhā ulna (sich) belohnen lassen

なは現代モンケル語では、この言葉は殆ど文語としてしか残つてゐるが、Ramstedt: Kalmückisches Wörterbuch p. 329 には “Soyrx<sup>x</sup>” といつて「大語彙に據」して Mostaert: Dictionnaire Ordos p. 590 b に “Sjurxa-emprunt fait à la langue écrite” といふところがある。またこの言葉は西シベに於ては、トルコ語形の Soyur-

ghamishi と同じ形が、トルシム語でも、その形が用ゐられて

- Soyurghamishi といつて、faveur, bienveillance の意に用ゐられてゐることを前掲 Quatremère の訳に引いて、Juveini の譯者 J. A. Boyle の譯書のなかで treated with favour などと訳されてゐる。cf. Boyle, J. A.: The History of the World Conqueror-vol I p. p. 94, 207; vol II 492, 500.

- (4) ウラジーミルソフ・和訳『蒙古社会制度史』

- (5) 村上正二「チンギス汗帝國成立の過程」(歴史学研究一五四) 参照

- (6) Öglige Mostaert: Dictionnaire Ordos p. 528, b. v. Ögligödon, aumône: mets offert aux mots といふ。秘史に於ける用法では、俸禄、といふ訳語が、この名を多く用ゐてゐる。明人の傍訳に「支請」とあるが、これは今日の俸給の意に外ならない。

- (7) “haran” の身分的性格に關してはまた研究すべき余地が多く、不明であるが、所屬の氏族に “qubxur” を支払はねばならぬ義務を負つてゐた存在であることだけはたしかである。

- (8) ablyra といふ Mostaert: Dictionnaire Ordos p. 2. b に ablagra といつて petit profits tels que pots devin, cadeaux etc; butin [mong. ablyra profit illicite] といふところがある。これは「ab-」(取)といふ動詞から出た名詞であらうが、前掲の Mostaert の辭典にみえるやうな “illicite” な取得物でなしたことだけは、



秘史の用法からも明らかで、こゝではやはり總結と記すべくあてらるゝ。

- (10) “Tusa” (勳功) は Mostaert: *Dictionnaire Ordos* p. 164 に Dusa-utilité とある。宗世の用法は今日の意味とは全く趣が異なる。

- (11) この「モンゴル下賜状」の形式は不明だが、オットマン帝国の官吏として Bosnia 移住した Nuri Beg Cengic による地方貴族の家の中書から発見されたところ、Farmān などの一種の形式を示したものであつたと見ゆ。(Mimorsky: *A Soytrǰhal of Gāsin b. Jahāngir Aq-qoyunlu* (903/1498) (B. O. O. S. IX)

- なほ Cleaves 教授が秘史の二三四節を説かれた際 Soyuryal jarly と “Words of favour” と説かれたが、それはちつと瓶の Soyuryal tige と和名のび、Soyuryal jarly は「モンゴル下賜状」として記した方が妥当ではなかつたかと考へた。(Cleaves: *The Mongolian Documents in the Musée de Téhéran* (H. J. A. S 1953 vol 16)

- (12) 「答刺罕」に關しては Juvaini のなかにもつと必要を得た説明がある。 “Tarkhan are those who are exempt from compulsory contributions and to whom the booty taken on every campaign is surrendered: whenever they so wish they may enter the royal presence without leave or permission. He also gave them troops and slaves and of

cattle, horses and accoutrement more than could be counted or computed; and commanded that whatever offence they might commit they should not be called to account therefor; and that this order should be observed with their prosperity also down to the ninth generation J. A. Boy li: vol I p. 37~38.

なほ Mostaert: *Dictionnaire Ordos* p. 121 b. に Dar-gan~Darxan—exempt d'impôts, de réquisitions et de corvées; artisan; nom qu'on donne à celui qui abat le boeuf dont la viande servira de provision pour l'hiver とある。Darxā k'w-n-artisan とある。Ramstedt: *Kalmückisches Wörterbuch* p. 78/a に [darxdu, darxn] とドルン (Ötö) 語として privilegierter, abgabefrei und nicht in Dienst; nicht dienstschuldig edelmann とある。なほ古代トルコ語では tarqan とあつた。

また中国の史料では輟耕録卷一に「答刺罕一國之長得自由之意 非勲威不与」云々とある。こゝれはつと答刺罕として著名であつたのは、この Badai 又 kislip である。Juvaini にも元史にも輟耕録のこの条にも繰返して二人のことが述べられてゐる。輟耕録では「丞相順徳忠獻王哈剌哈孫之曾祖啓昔札 (kislip) 以英材見遇擢任千戸錫号答刺罕」と見える。

- (13) 尨の問題は、箭内互「遼金時代の所謂尨軍に就いて」 「金の兵制に關する研究」によつてつと説を明かれ、つとて王國

維「主因亦兒堅考」の發表あつて以来、その後の研究はなされてゐない。なほ秘史のこの記事が史実と合致しないこと

は、那珂通世『成吉思汗実録』（改訂版）四九五頁に見えるが、しかしここに問題にする内容とは直接の關係をもたない。

## 一 Kešigrei (怯薛歹) の組織と emčü 的關係と

チンギス汗は前述のやうに“Soyuryaxu”といふ行為を通じて、自己のウルスの内外を問はず、多数の有能な騎士を自己の傘下に糾合して、その間に主従關係をうちたてて強力な従士団を結成し、さらに“Soyuryal”の賜与を通じてその拡大強化につとめ、一二〇六年にはつひにイハ・モンゴル・ウルスの樹立に成功した。このイハ・ウルスの組織に當つて、彼はまづ有能で忠誠な従士たちを中核に、それぞれ千戸集團を結成させ、その上に従士団の大長者ともいふべき Boiorču と Müng-ei 二人のを左・右の万戸の長に任命して、これら多くの千戸集團を統制させる体制をとつた。そしてこれらの千戸長が自己の千戸を率いてそれぞれ定められた任地に立去るに當つて、チンギス汗は、彼らの若き子弟を自己の新しい従士として自己のもとに召集し、“ケシクテイ” (Kešigrei 怯薛歹) と称する大規模な可汗の親衛隊を組織したのである。ここに成立した、あたらしいモンゴル・ウルスは、かくして千戸制と“ケシクテイ”制とを二大支柱とした国家体制を完成するが、実はこの“ケシクテイ”こそが、モンゴル従士制の制度的真髓をなすものであつて、千戸制はむしろその基盤の上に發展した遊牧王国の地方行政制度に過ぎなかつたのである。

ところで、“ケシクテイ”の制も千戸制も、イハ・モンゴル・ウルスの成立によつて始めて組織されたものではなかつた。これらとともに、Kereid 族のウルスを滅した前後から、チンギス汗が強大なウルスの王者の例にならつてひそかに結成してきた制度の、發展し、成熟した姿に外ならない。千戸制はいまおくとして、当面の“ケシクテイ”の制について述べ

れば、当時遊牧民諸ウルスの王者の間にひろく行はれてゐたらしい “Turqa'ud” と称する遊牧王者の侍衛軍の組織が、そもそもその根源であつたらしい。すでに秘史の第七九節のなかで、Tairci'ud 部ウルスの長 Targutai Qiriltuy が自分の “Turqa'ud” を率いて幼少のテムジンを襲つてこれを捕へたとある。また一七〇節には Kereid 部族の長 Ong-Qan も秘史に “侍衛” とか “散班” などと訳されてゐるこの “Turqa'ud” を率いて、チンギス汗の軍と激戦を交へたとみえてゐる。そして一二四節によると、チンギス汗もこれらの王者の例にならつて、同族の Qyad の族長たちに推されてはじめて小さなモンゴル・ウルスの可汗となつたとき、自己の配下の少数の noïod から、小規模な侍衛隊を組織したことが知られる。しかも一九一節になると、強大な Kereid 部のウルスを打倒したのちは、多勢の騎士たちが彼のもとに投属してきたが、これらの noïod からチンギス汗は、四百名の箭筒士 (Qorci) 七十名の侍衛 (Turqa'ud) 八十名の宿衛 (Kebre'ül) の三団からなる侍衛軍の組織を整備したといふ。そして一二〇六年に設けられた大 “ケシクテイ” は、この際設けた侍衛軍の組織をさらに拡大強化したものであつて、秘史によれば、“ケシクテイ” の中心部をなす “Turqa'ud” (侍衛部隊) は八千名で、これに附屬する一千名づつの箭筒士隊 (Qorci) と宿衛士隊 (Kebre'ül) とを加へて、合計一万名を数へたので、その大組織にふさはしく、とくにこれに “Kesiqtaï” (怯薛歹) といふ名称を与へるにいたつたといふのである。

さて、“ケシクテイ” の前身であつたといふ右の “Turqa'ud” とは、いかなる組織をもつものであり、またいかなる過程を経て成立したものであつたらうか。“Turqa'ud” はいふまでもなく “Turqa'ül” の複数形であり、その意味はいまだに説明ついてゐないやうであるが、それは元史に “禿魯華” あるいは “禿魯華軍” の名でしばしば出てくるものに相違なからう。これは、元史では “質子” ないし “質子軍” と訳されてゐるものである。もし当代のこの解釈がその本質を指してゐるとするならば、遊牧王者たちの身辺を衛つた侍衛軍なるものも、もともと “質子軍” であつたに違ひない。そしてここにいふ

「質子」とは当時かやうな強大なウルスの王者とか成功せる遊牧英雄たちのもとに、たえず来投し、托身してくる族長や自由騎士たちの、その托身 (Commentatio) の代償として提供された「質子」 (hostage) ではなかつたかといふことである。かやうな「質子」は、秘史のなかでも決してその例に乏しくはない。典型的なものをあげると、例へば秘史の九七節に、チンギス汗家の古い隷属部族であつた Uryanga 族出身の Jelme の父 Jarcidai がまた少年の Jelme を引具してチンギス汗のもとに来て、息子を差出し、「あなた自身の鞍をおかせ、門をあけさせ(るのに使つ)て下さい」と述べてゐるのは、父 Jarcidai がチンギス汗の祖先伝来の隷属關係によつて、自分みづからが「托身」する代りに、自分の息子を「質子」に出したことを意味したのであらうし、また一三七節にも同じくチンギス汗家の haran であつた Jalair 部長の Kūm U'a の息子の Mngai とその弟 Buga をチンギス汗に差出すときも、「あなたの門内の石使 (Bosya-yin emčü bo'oi) として頂きたい。あなたの門内から逃れ背いたならば、脚筋を切つて頂きたい。あなたの門の emčü bo'oi にして頂きたい。あなたの門から離れ去るならば、彼の肝を引きさき、すてて頂きたい」と述べたとあるのも、単に家内奴隸的奉仕をさせようといふのではなくて、父に代つて主君に奉仕する「質子」の性格を述べたものに外ならないのであり、右の言葉は、つまりさうした「托身」の際における嚴肅な『宣誓』の言葉であつたのである。

かやうにして、チンギス汗は、モンゴル部族内の族長や古い *nököd* 自身の「托身」やその息子を「質子」にするといふ慣習を通じて、自己の身边を衛る強力な侍衛軍を組織したのであり、さらにのちには来投し來つた敵の族長や *nököd* をも「ソユルガル」による臣従の形式を経てこれに参加させつつ、しだいにその組織を拡大して、自己のウルスの強力な発展に努力したのであつた。従つてチンギス汗配下のおよそ名譽ある従士 (*öljeren nököd*) たるものは、直接、間接にこの侍衛軍における重要な部署に關係したのであり、そのなかにおける彼らの忠誠的行動がつねに「勲功」 (“Tusa”) の対象にされ

たのである。ところで、この“Turquid”の構成分子であつた多くの *nököd* が、一二〇六年のイハ・ウルスの樹立を契機として、それぞれ千戸長、百戸長に任命されて任地に赴く際、彼らは名誉ある“Turquid”の習慣に従つて、自己の代理としてその子弟をチンギス汗の“Emcü boi”すなはち質子として身辺の奉仕に出さねばならなかつた。また主君チンギス汗の側においても、この質子の制度を利用し拡大して、古い *nököd* の子弟たちを募り、あらたなる親衛軍としての“ケシクテイ”(Käšigtei=怯薛タ)を組織したものと考へられるのである。

“ケシクテイ”の内容そのものについては、バルトルド、ウラジミールツォフ、またはわが箭内博士によつて詳細にとかれてゐるから、<sup>(3)</sup>ここでは省略する。ただ、ここに必要な限りについて説くと、とくにこの制度を詳細に述べてゐる秘史の二二四節には、チンギス汗の言葉として、「千戸のノヤンの子どもを入れるには、十人の *nökör* と、彼の弟一人を従へて来い。百戸のノヤンの子どもを入れるには、五人の *nökör* と、一人の弟を従へて来い。十戸のノヤンの子どもを入れるにも、平民の子どもを入れるにも、三人の *nökör* と、また一人の弟を従へて、初めから乗馬、財物 (*ul'a kücü*) を整へて来い」とあつて、ノヤンの子弟たちは馬匹、財物一切を携へ、十人から三人までの自己の *nökör* (= *köčöcin*) を従へて奉仕に當つたとあり、二二七節には、「外にゐる千戸のノヤンよりわがケシクテイは上にあるぞ。外にゐる百戸、十戸のノヤンよりわがケシクテイの *köčöcin* (*nökör* の *nökör*) は上にあるぞ」云々とあつて、この“ケシクテイ”に奉仕してゐる間は、千戸、百戸のノヤンの地位にもまざる榮譽的身分が保証され、二三一節には「わが九十五の千戸から、わが身に貼く“*emcü*”として選んできたところの一万の“*emcü*”わが“ケシクテイ”を、ゆく末わが位に即いた子どもも、子孫の子孫も、これらの“ケシクテイ”を遺念を思つて、怨ましめずに、よく扱へ。この一万の“ケシクテイ”をわがめでたい神と申さうではないか」とあつて、イハ・モンゴル・ウルスの権力と榮譽の象徴としての“ケシクテイ”をば、可汗の「身につく

encü とつ」(beye čaada encülen) とくに町重に取扱はしめたと伝へてゐる。ところで、右の文中にくりかへしてみえる可汗の“encü”とは何であらうか。纏つてこの“ケシクテイ”の前身なる侍衛軍“Turğat’ud”の例をみると、チンギス汗の“Turğat’ui”(質子)になつた Jaine や Mugali らは、可汗のもとにあつて馬に鞍をのせ、門を開いて可汗に奉仕する“encü bo’oi”であつたといふ。この場合、“bo’oi”bo’oi(奴隸)といふ文字のもつ現代的意味にとらはれてはならないであらう。むしろ問題は、このなかでしばしば繰返して使用される“encü”という言葉の本源の意味に存してゐるからである。

この“encü”については、かつて筆者は他の場所でふれたことがあるが、<sup>(4)</sup>ここでも一言簡単に述べるならば、その原義はもとごと「その身に貼へ」(beye čaada)とか「自己に属するもの」(öeün qariyatam)といふやうなことであり、具体的には、それはモンゴル氏族制社会において氏族全体の総体所有という觀念に対立する個人的所有の諸觀念を意味したものであつた。当時、氏族制社会から遊牧英雄時代へとはげしい進展を経つたあつたモンゴル遊牧社会において、この言葉は遊牧英雄を中心として結成されて行つた政治的集団のなかにおける人間關係にも適用され、やがてそこに生じた排他的な支配即隷屬の諸關係を意味するやうになつたものと推定される。ただし、このやうな關係は、由緒ある氏族の出であり、かつはもつとも有望な遊牧英雄を己が身を托すべき主君と仰ぎ、これに“托身”や“質子”とを通じて結成された侍衛軍の組織のなかで、もつともよくその意義が発揮できたであらう。そのやうな遊牧英雄と従士との間に成立した、いはば「私的」な主従關係が“encü”なのであつて、それは従前の族長(uryun aga)とその族員(aga deü)との間に存した「公的」な対等關係とは次元を異にする、新しい社会關係だつたのである。そしてこの“encü”といふ新しい社会關係を基軸にして侍衛軍(Turğat’ud)の制はつくられ、そのなかでモンゴルの従士制が養成されて行つたのである。チンギス汗の場合、その

もとはは、“托身” “投属” “帰服” など、多くの部族長や *nökör* たちの来投のさまざまの形がみられたが、その際チンギス汗は、父祖伝来の古い *nökör* やその子弟たちに対しては、“托身” “質子” の慣習を通じて “*emcü*” 的關係を復活強化し、これらの人々を結集して、遊牧英雄の権力の基盤たるべき強力な侍衛軍団を作つたのであり、ついでその外延には、敵側から相ついで投属してきた有力な部族の長や能力ある *nökör* たちを “ソウルガル” における臣従の形式を通じて漸次加へて行つて、ついに他の強大なウルスと拮抗し、これを征服するに足る政治勢力をまぎき上げたのであつた。そして最後に、イヘ・ウルスを完成するに及んで、“*Qayan*” の絶対権力を恒久的に支うべき基盤として、従来の侍衛軍制を強化拡大して、大ケシクテイ制を組織するにいたつたのである。ここにはあらたに万戸、千戸、百戸の長に任命された *nökör* の子弟たちはいふに及ばず、平民の才能あるものまでが徴集され、しかも世襲的に交替させられて、“*Qayan*” の身邊の奉仕に当ることとなつた。すなはち可汗 (*Qayan*) と従士 (*nökör*) との間には “*emcü*” 的關係が世代ごとにあたえず更新されたのであり、かくしてモンゴル可汗の帝王権はおのずからなるうちに維持強化され得たのである。かやうにして “ケシクテイ” の制度のなかに、遺憾なき姿で具現された “*emcü*” 的關係は、つねに更新強化されつつ、ながくモンゴルの従士制の基底をなすものとなつた。イヘ・モンゴル・ウルスの統治体制たる千戸制は畢竟、これらの “ケシクテイ” に入つた子弟によつてやがて支配統治されることになるのであつたから、千戸制自体は、まさにこの “ケシクテイ” 制の外延的に拡大されたモンゴル・ウルスの統治制度であつたと考へられるのである。

註

(一) *Kesigra* の “*Kesig*” の意味には (a) 恩寵、恩恵といふ

意味と同時に “*Qun Kesig*” などに見える「部分」といふ意

味があるので、わが白鳥、箭内博士は前説をとられ、西歐の諸学者は、この “ケシクテイ” 制が交番制であるところから、後者の説をとる方に傾いてゐるやうであるが、この制度の成

立過程やチンギス汗の関心の並々ならぬ点からみて、筆者はやはり前説に組したい。なほ Pelliot の Barthold の著書の批評 (T. P. XXVII 1930) を参照せよ。

- (2) 禿魯華は禿魯花とも出てくる。元史兵志の序文に、「或取諸侯將校之子弟充軍曰質子軍又曰禿魯華軍是皆多事之際一時之制」とある。しかし決して「多事之際一時之制」などといふ簡単なものではなかつたことは、元史選舉志三銓法の中に、「諸蔭叙人員除蒙古及已當禿魯花人數別行定奪」とあるによつても知られよう。また同じく列伝一三三押延伝に「押延河西人。父火奪都以質子從太祖征河西。太祖立質子軍号禿魯花。以火奪都為禿魯花軍百戸」とも見える。但しこれらの禿魯華軍はいはば大「ケシクテイ」の制から、はみ出た禿魯花軍であつたらしく、「ケシクテイ」制の中の待衛軍部隊ではなかつたやうである。しかし、かやうな質子軍の起源は、「ケシクテイ」の前身たる「Turgai'ud」にあつたと見なせる。

### 三 「Qubi」 と 「Soyurgal」 と 「emcü」 と

チンギス汗は「emcü」の主従關係の上に立つ「ケシクテイ」の制とその外延的拡大ともみらるべき千戸の制とを二大支柱として、イヘ・モンゴル・ウルス組織を完成させたが、そののちまもなくこのイヘ・ウルスを古くからモンゴル部族内に行はれてきた「Qubi」といふ家産分割の習慣に従つて、自己の親族 (unur) に分割して統治させることとした。秘史の二四二節には、これを伝へてつぎのやうにみえる。

るを得まじ。

- (3) ウラジーミルニコフ「蒙古社会制度史」p. 295 passim. Barthold. W. W. Turkestan to the Mongol Invasion; "Chingizkhan and the Mongols" p. 382—384 箭内互「元朝法辞考」(蒙古史研究所収)

- (4) 村上正二「元朝秘史に現はれたる emcü (つこつ)」(和田博士還歴記念論文集) なほ Mostaert はこの「emcü qubi」(梯口分子)のオルダスの形態を Qmisi Xuwi とわれ「biens (bestiaux) que les parents donnent de leurs vivans à leurs fils ou filles」(Dict. ord. 533 a) とされた。emcü √ Ömcü √ Ömci √ injü とらふ風に変化したもので、恐らく西方の諸汗国に現はれる injü √ inji はこの emcü 変化形と思はれる。なほ秘史に賤人 (injes) とある、これと紛らわしい言葉があるが、これは全然別の語源をもつ言葉であらう。



「チンギス汗が聖旨を下して、母に、子らに、弟らに人民を分かち与へよう (irge qubiyai ögiiye) といつて与へるとき、『ウルスをあつめるのに (Ulus qariyān) 苦勞したのは、母なるぞ。わが子の長はシユチなるぞ。』と述べて、母にはオッチギンの「クビ」(qubii) など、一万の人民を与へた」

当時のモンゴル社会における「親族」(unuy) の範囲は、右にみえる場合よりもつと大きかつたらしいが、<sup>(1)</sup>ともかくこの場合、チンギス汗の家産をうけつぐべき親族の概念に入れられたものは、四人の弟(一人の異母弟を含む)と四人の嫡子とであつた。そしてその結果、イヘ・ウルスはチンギス汗の支配管理する“Qor ulus”の外に、八つのウルスに分割され、それに伴つて、イヘ・ウルスを構成した九十五の千戸集団は、それらの千戸長とともに、それぞれのウルスに分かれて所属することとなつた。ところへ、ここに見えてゐるウルスの家産分割の形式は、旧来のモンゴル社会のなかに行はれてきた氏族分裂の際の家産相続と形式の上において別段異なるところはなかつたやうである。秘史のなかには、氏族の発展と分岐の例は数多くみえてゐるが、その具体的内容を物語つてくれるものは、モンゴルの始祖 Bodončar の例だけである。すなはち、その第二三節には、彼の兄弟は初めは「Bodončar が愚かで弱いといつて親族 (unuy) のうちに数へず、「クビ」(qubii) を与へなかつた」といふが、彼がのちに「頭なく蹄なき」平等の身分關係にあつた一群の遊牧民を発見したとき、早速これを兄弟五人とともに捕へ來つて、各自分割所有した。そしてやがてそれぞれ氏族 (oboy) の長となつたことを記録して、第三九節には、つぎのやうに述べられてゐる。「それらの「イルゲン」を兄弟五人で捕へて、馬群、糧食 (aduṣun idee)、隸民家僕 (haran tudgar)、生活の場所 (aqui saqui) にありついた」と。すなはち、新しい氏族への分岐の際、財産分与の対象となつたものは、ほゞ以上のやうなものであつたことが判明する。このうち、馬群・糧食は、当時の一般的用語でいふと、「財物」(ed tabar, mā) であつた<sup>(2)</sup>、隸民・家僕は広く云へば「イルゲン」の一種であり、生活の場所とは、第六九

節に「われらの男児は“Nuntury”を望む」とある。“Nuntury”すなはち牧民の移動放牧しうる居住地域を指したものと考へら

れるよう。これをさらに秘史の後半に用いられてゐる用語例で解釈しなほしてみると、財物とそれに附随する牧地とを包括す

るものが、実は秘史に“人烟”と訳されて現はれてくる“Orya” (oroya, oroyan) であり、<sup>(4)</sup> “人烟”に“人民” (“イルゲ

ン”) が加はつたものが、いはゆる“ウルス” (ulus 邦) であり、ないしはその連鎖語としてほぼ同様の意味をもつ“ウ

ルス＝イルゲン”といふ概念を形づくつたものであらうと思はれる。つまり、Bodončar の説話は、モンゴル部族が独立

部族として当然支配すべき“ウルス＝インゲン”をももたずにまだ貧困であつたときは、末子の彼は親族の仲間にも入れら

れず、従つて“クビ”も与へられなかつたが、後に彼の力によつて支配すべき“イルゲン”を得て強力になるに及んで、各

々分岐して一定の“ウルス＝インゲル”をもつ氏族の長になつたことをいうたのであらう。“Qubi”<sup>(5)</sup> ちよつと正しくは“Qubi

kešig”とは、かうした氏族の分岐の際において、親族が当然の権利として要求しうる、その共有財産に対する各自の分前

であつた。ここで、ならに少しく秘史のなかにおける“Qubi”の用例を拾つてその包含する意味を検討してみると、この言

葉は同時に“qubya”とか“qubila”といふ動詞形で頻繁に現はれ、とくに“qubiyaldu”すなはち「ともに分かち合

ふ」といつた表現がみられ、それに「同じやうに」(sač'a) とか「平等に」(dengenčen) といふ副詞をつけ加へてとくに

「平等に分かち合ふ」といふ用例で出てくるやうである。またこの動詞がいかなる環境のなかで使用されたかといふと、例

へば、一三九節に、チンギス汗がケレイト部族の王者 Ong-Qan と盟約して、タタール部族を伐つたところに、「タター

ルを共に分かち合つて取合つて」(qubiyaldu abulcaju)」とあり、また一五三節には、チンギス汗の同族で、それぞれ

氏族の長でもあつた Altan, Qučar, Daridai Otčigin など協同してタタール族を再び伐つたとき、「敵人に勝たば、その財

(olja) はわれらのものなるぞ。分かち合ふぞ」(qubiyaldu-je) などと出てくる。チンギス汗がこのやうな場合、平等に財

(*olja* = 戦利品) を分かち合つたのは、つねに右のやうに政治的同盟者とか、同族の血縁者であつた。あるひはまた、“*qubi*”は、「親族に数へず、(従つて) “*クビ*” を与へられなかつた」と *Bođončar* の説話に見えてゐたやうに、がんらい親族間のみ分与さるべき性質のものであつたことも想起されよう。畢竟するに、“*qubi-qubiyaxu*”といふ言葉は、そのやうな親族とか、少くとも身分的に対等な關係にあるもの間に用ひられた言葉であつて、身分を異にする主従の間で使用さるべきものでなかつたことが察せられるのである。

ところで、右のやうな、親族ないし平等者間における財産分割の觀念としての、“*qubi*”と対立するものが、主君が従者(*noškor*) に対して下賜したところの、“*Soyuryal*”といふ觀念であつた。この二つの觀念の相異を遺憾なく説明するものは、第二〇三節にみえる大勲臣 *Šigi-Qutuqu* の興味深い言葉である。彼がいち早く恩賞を求めたとき、チンギス汗は、それに心快く応じて、

「お前はわしの第六番目の弟ではないのか。わしの末の弟のお前には “*ソウルガル*” を、(他の) 弟の “*qubi*” の例にならて分かち合ふぞ」

と述べたところ、彼はそれに答へて

「わたくしのやうな末の弟は、どうして△他の血族の兄弟と▽同じやうに、平等に “*qubi*” など取られませうか。下賜して頂きますならば (*Soyuryaasu*) 『土壌ある都城から』与うべきを (*Šio'ai yo'uryatu balayasan-ača ögkü-yi*) を『汗のソウルガル』 (*Qagan-u soyuryal*) として、お指図下さる」

といつたとみえる。すなはち、第六番目の弟だとチンギス汗から親愛の情をこめて呼びかけられたにせよ、実のところ拾い児であり、養ひ児でしかなかつた彼が、チンギス汗の親族のみが要求しうる相続財産の分与にはあづかる資格のなかつた

ことを、この一文は物語つてゐるのである。だが、もしやうだとすれば、この場合、親族に相続財産 (*qubi kešig*) として分与された *クビ* = *イルゲン* (*qubi irgen*) と *Stigi-Quutuqu* のやうな大勲臣が『汗のソユルガル』として下賜を求めたといふ *「イルゲン」* (*irgen*) とは一体どこが違ふのであらうか。それは、前掲の文のつづきに、つぎのやうに説明されてゐる。

「普きウルスを、母に、われらに、弟らに子<sup>イ</sup>ららに “*qubi irgen*” の名によつて 『毛氈の天幕あるもの』 (*isgeitu yoyutan-i*) を振り分け、『板門のあるもの』と (*qabdasın e'udeten-i*) 分離させて、分かち与へよ」と。すなわち、チングス汗が母や弟や子どもなど自己の親族に “*qubi irgen*” として与へたものは、実は『毛氈の天幕ある』もの、すなはちチングス汗が一二〇六年オナン河畔で「天幕ある百姓を整へさせし」 (*yo'uryatu ulus-i siduryud'aju*) とあるところのモンゴル本来の遊牧民であつて、『板門のある』家に住む定着民などではなかつたといふことである。これに反して、*Stigi-Quutuqu* が『汗のソユルガル』としてこの場合要求したものは、親族間で *クビ* の対象となるべき『天幕ある百姓』ではなくて、むしろ『土墻のある都城』の *「イルゲン」* の一部に過ぎなかつた。ここで翻つて “*soyuryai*” の条で述べた諸例を想ひ起して頂きたい。ここでは *「ソユルガル」* の対象となつたものは、その賜与の相手が一族たると姻族ないしは勲臣たることを問はず、すべて北方の「森林の民」 (*hoi-yin irgen*) とか『板門ある』家に住む遊牧地内の定着民とか、または「動かぬ牧地をもつ、築きたる都城をもつ」 (*nunji nunturyan, nödügsen balayasantan*) 南方農耕地帯の定着民などであつて、決して広大な草原地帯に住む、誇り高きモンゴル遊牧民ではなかつたのであつた。これら南方の農耕民や北方の狩獵民あるひは遊牧地帯に強制移住させられた定着民は、<sup>(6)</sup> 『汗のソユルガル』として一族、勲臣への下賜の対象となり得たものでこそあつたが、モンゴル遊牧ウルスを構成すべき *「ウルス* = *イルゲン」* としては、むしろふさはしからぬ存在であつた。かかる別種類の住民は、モンゴル遊牧支配者にとつては、本来の「草原の民」 (*Keer-in irgen*) とは統治の便宜上取扱いを異にせぬ

ばならぬ、所詮「異国民」(Qari-yin irgen) だったのである。それ故にこそ、「クビ」の対象たるべき「毛氈の天幕ある民」から明確に区別されて、Sigi-Qutuqu がつかねどつたといふモンゴル・ウルススの戸籍簿「戸口青冊」(Koko deper) のなかにとくに記載されねばならなかつたのであらう。<sup>(7)</sup>『汗のソウルガル』として下賜さるべく、つねにチンギス汗の手許に留めおかれたといふのも、つまりはさうした理由から出たものと思はれる。

さて、この節のはじめに述べたやうに、チンギス汗の親族は、主としてチンギス汗があつめ得た『草原の民』(Ker-in irgen) すなはちモンゴル遊牧民から各自の取得分 (qubi kesig) と“Orya”「人烟」(牧地と畜群)とを得て、多くのウルス・イルゲン(＝邦・分国)を形成したのであつた。つぎにこのウルス＝分国内における主君 (ulus-un ejen) ないし千戸長 (noyad) とその支配下の一般の人民層 (irgen) との関係を示す必要から、ふたたび従士制の問題にふれようと思ふ。秘史のなかでは、この支配層と一般人民層の關係に関する資料は殆ど欠いてゐるけれども、ただ一つ、チンギス汗が大「ケシクテイ」を組織することを述べた第二四節のなかに、きはめて興味ある記事を見出すことができる。

「自分に仕へることを奨めるに當つて、千戸のノヤンの子どもに、十人の従士<sup>チケル</sup>を、本の千戸、百戸より (Nuja'ur mingyan ja'in-aca) 徴集して (qubciju) 与へよ。彼らの父の与へた相続財産 (qubi kesig) があるならば、(またもし) 彼自らの力で得て置いた人口頭足 (ere ayta) がいかほどでもあるならば、彼の “*emciu qubi*” を除いた外から、われわれが定めた限度に従つて徴集し、以上のやうに徴集すべくアレインジしておけ」

これは、とくに「ケシクテイ」に入団させるための徴集 (qubciur) のことを物語つてゐる文ではあるが、同時に、ウルス内における一般民に対する「賦役」ないしは「徴税」の模様の一端を覗かせるものである。まづ、ここにいふ本源的千戸 (Nuja'ur mingyan) とは、恐らく千戸長とほぼ同一の氏族員<sup>オホツ</sup>をもつて組織された本来の部族集団を意味したもので、当時

の千戸にはこのやうな形態のものが多かつたらしいが、この外にも、ここに見えるやうに、千戸の長が父祖から代々相続してきた“*qubi irgen*”もあつたやうだし、自らの代での戦功や何かで獲得し得た“*irgen*”または戸籍簿になかつた雑多な“*irgen*”などを拾ひ集めて、あらたに千戸を組織したものもあつたに違ひないが、これらはいづれにしても、その大部分が、実はイヘ・ウルスの可汗 (*Qayan*) から賦役徴税の対象とされ得たところの諸ウルス内の、“公民”(=係官民戸 *Qanly irgen*?)となつたものであつた。従つて千戸長らはこれらの部民を支配は (*mede*)したが、それは決してこれに対する領主権を意味するものではなかつたことはすでに前述した通りである。千戸長が自己自身の領主権を主張しうるものに、“公民”の以外で可汗の徴税ないし、賦役の大権 (*qubcür*)の範囲外におかれた“*emcü irgen*”といふ別の分子 (*emcü qub*)があつたのである。しかもこの“*emcü*” *qubi* の所有こそ、イヘ・ウルスの君主チングス汗を始め、諸ウルスの君主、万戸、千戸、百戸長など、モンゴル遊牧民集團の支配者層のものが殆ど享受し得たところの領主的特権であつた。一三九節によればチングス汗は同族のうち、もつとも勇敢をもつて聞えた *Jürkin* 族を滅したとき、それらの生き残つた族員をことごとく、自らの“*emcü irgen*”としたといふし、末子の *Tului* や勲臣の *Jürtedei* もそれぞれ滅びたケレイト部族長の娘を妃とした際、その妃に随伴してゐた滕人 (*injes*) を纏めて、その“*emcü irgen*”となしたと秘史は伝へる。しかも、*Tului* や *Jürtedei* の場合の“*emcü irgen*”は、明らかに『汗のソユルガル』(*Qayan-u soyuryal*)として可汗から下賜 (*Soyuryaxan*)されたものであつた。「ソユルガル」が第一章に説いたやうに、勲功によつて一族、勲臣に与へられた、徴税・刑罰からの *Immunität* を含む世襲の諸特権を意味するものとせば、これらの“*emcü irgen*”は、まさに「自己の自身の身に貼く *emcü* とつて」(*beye çäada emçülen*)、その所有者は、そのやうな *Immunität* をもつ排他的所有権を、自己の“*emcü irgen*”の上に行使し得たはずである。かやうな意味で、この「ソユルガル」の対象となつた“*emcü irgen*”は言葉の完全な意味に

おける「私有の民」であり、海内の皇帝といへども、ひとたび下賜すれば、賦役ないし徴税を課することのできぬ性格のものであつた。しかもそれは、前述したやうに、モンゴルウルス内の「ウルス・イルゲン」すなはちモンゴルの公民(くわんた)(係官民戸)たる『草原の民』とは戸籍簿を異にする『異国民』(とつてんたみ)(qari-yin irgen)から構成されてゐたのであり、数多くの征服戦争を通じてチンギス汗一族が獲得し來つた被征服民の集団であつた。それをチンギス汗は自己の手許に留め置いて「ソユルガル」として、必要に応じて、一族・勲臣へと下賜したのである。このやうな意味において、チンギス汗は親族に家産を分与するモンゴル部族の長(ulus-un ejen)であると同時に、「ソユルガル」を下賜する海内の皇帝(Dalai-yin Qayan)の資格においてもまた、一族に対し、かつモンゴル族一般に対して、絶対の王者たり得たわけであつた。

かやうにして、イヘ・モンゴル・ウルスはその発展の過程において、チンギス可汗が親族に分國して、イヘ・ウルスならばに分國ウルスの、いはば「公的人民」(Qanly irgen)となつたものと、可汗並びにウルスの各王者たちあるいはその下の貴族層のものが所有した「私的人民」(Encü irgen)との間に明白な区別が生じた。<sup>(2)</sup>前者は主として『Qubi』として分割されたモンゴル草原の民からなるもので、「qubčur」の対象たる係官民戸とされたが、後者はもつぱら征服戦争で捕虜とされた多くの『異国の民』であり、勲功によつて分与された遊牧領主たちの私属の領民として、公課たる「qubčur」の対象からはずされたものであつた。モンゴル封邑制は、まさに後者の土壤の中に根を下して発芽したのであり、イヘ・モンゴル・ウルスの発展に伴うて、豊かな栄養分を摂取しつつ根をはつて、やがて、イヘ・ウルスの中央権力を代表する可汗の勢力も凌ぐ大樹に成長して行くのである。

註

(1) 秘史の第一八節に「房親」といふ明人の傍訳のある“*Aqa*

*de'ü nye gaya*”に対し Mosxaert は nous sommes parents à un degré éloigné; nous sommes parents de la même

generation qui demeurent dans la même maison と解してきられる。同じ家に同居する親族の範圍は、従兄弟まで及び場合が別段不思議でなかつたことを秘史のこの節は物語つてゐる。チンギス汗の場合も當時の習慣に従へば、叔父の

Daridai Olcigin に「クビ」を分与すべからざらざらしいが、彼はこの叔父が自分にしばしば背いたので、ついに「クビ」の分与を背じなかつたと秘史は伝へてゐる。本来叔父にも分与せねばならぬ義務觀念があつたとしたら、彼の場合の親族の範圍もかなり廣くなつたはずである。また当時 Ramstedt が Zahlreiche familie と解した「Önir」（幹那兒、秘史一〇五節）のごとき言葉があつたことを、Pelliot がその訳註に述べたこと、この注意しておきたい。Pelliot, Histoire se-crète des Mongols p.147 の註

- (2) “adun un idee” は Mostaert が adun un mot couple de “chevaux en tant qu'il font partie d'un haras, troupe de chevaux, sous la conduite d'un étalon の意で今日もオルドスに残つてゐるといふ。だが、また考へてみると“adun”は馬群であり、“idee”は食物すなはちモンゴル人にとつてひろく羊群のことを指したものであらうから、兩者を併せて un mot-couple とみれば、結局のこの畜群 (bestiaux) をかすことにならうかと筆者は考へる。

(3) “tudgar” は F. W. Cleaves 教授によると、明代モンゴル語訳「孝経」にも同じく“gergen tudgar”と現はれて

gergen 及 gergei (une épouse dr.) の archaic plural の形であり、“gergen tudgar” の一語は “domesticques and servants” と解されてゐる。

- (4) Orora に同じくは Mostaert 辞書に見ゆぬとされ、秘史に irge oryo (§272) irge orya (§150) irge oryo (§163) irgen oryan (§260) のもう一つの形があることを示されたこととまつてゐる。なほつけ加へれば、盧竜塞略の品職門に「民曰我兒完」とある「我兒完」もこれに當るものであらう。

- (5) “qubi” は Mostaert: Dictionnaire Ordos p.3756 に “portion, part; subdivir d'une heure, desinr であるが、同時に mes propre paroles とか sa propre famille の例としてこの “propre” に當る “xuwini” と同じ形を示されてゐることから推測すれば、「本来へるへる」なごして「所屬すへる」當然のこととつた意味をもつてゐたのであらう。

- (6) 遊牧国家は定着民の地帯を侵入するときは、戦利品として定着民を奪ひ去つて、遊牧地帯に強制移住させ、(一) 徒民、これを支配したことは、あまりにも著名の事実である。遼朝のそれはとくに著名であるが、モンゴル朝、元朝でもこの傾向は遼朝より甚しいものがあつた。これがいには「ソニルガル」の対象となり、やがて一族・勳臣の封邑を形成して行つたのであるが、その過程については、いづれ稿を改めて詳細に説きたいと思ふ。



(7) 「口青冊」に關しては、すでに Pelliot よつて注意されてゐるが、これは通制条格にも「青冊」について述べた箇所が一箇所ほど見える。「青冊」とは、明代の中国の戸口「黄冊」と全く対照的である。すなはち中国では黄が神聖な土の色であつたに対して、モンゴルの場合は青い文字で白い紙の上に書かれたからといふ理由からばかりでなくて、恐らく神聖な蒼天の色を尊んで、とくに重要な戸籍簿をそのやうに称したものであらう。

(8) Qubčur に関する H. F. Schurmann: *Morgolian Tributary Practices of the 13th Century* (H. I. A. S. vol. 19, 1956) p. 304~389 がきつめて詳細に可つて論じてゐる。

(9) 元史・元典章に頻繁に現はれてくる「係官」といふ言葉が、秘史の二四九節に“olon tamed yaraju qa bolaju oqsu” (多くの駱駝を出して、係官とあつて与くたす) といつて、明人の傍訳では“qa”を「係官」と訳してゐる。W. F. Claves 教授は明代モンゴル語訳「孝慈」の中にもこの“qa”なる文字が現はれて来て、原文の「官」に当ることを確められた。同時に秘史の中では qa / gan / qagan のやうな場合にも用ひられてゐるやうであるから、この“qa”が“qagan”のやうなモンゴル語から出たものか、中国語の「官」の移植語から出たものであるかは、いまのところ不明である。

また同時に“Qanly”といつたトルコ語形の文字も使用されたやうである。

(10) モンゴル社会でも、それに支配された西アジアのイスラム社会でも「公的」と「私的」の区別はかなり明晰であつたやうである。この場合「公的」といふのは前述のモンゴルの場合“Qa”, “Qanly”「私的」は“emči”と呼ばれたものとわたくしは考へたい。Schurmann 氏によると、イル汗国の場合は、それは各々 delay / inju と呼んで区別されたところである。(Schurmann: *Morgolian Tributary Practices of the 13th Century*, H. J. A. C. vol. 19, 1953 p. 304~389) 又 Minor sky: *Nasir al-Din Tusi on Finance* (B. O. S. S. vol. X, 1940) にあると、以前のイスラム教國にも、国主の財産に“@ Khāssa (his personal property) @ the property destined for the needs of the kingdom の区別が明白にあらうと云ふ。なほ“khāssa”は W. F. Claves 教授によると“qaras-a”とナラン図書館蔵のモンゴル語文献に見えるものと同一で、彼はこの言葉の原義“Special, to the King”から“royal domain”といふ訳語をとりつけられてゐる。この“Special to the King”といふ「合罕の身に貼きたる」といふ“emči”のそのものの原義とまことに符合するものといはざるを得ない。

## 結 び に

以上、秘史のなかに現はれた諸用例を中心に、“ソユルガル”から始まって、モンゴルの従士制成立の契機を論じ、“ケシクテイ”の制のなかに、本来の従士制の萌芽を見出し、“クビ”と“ソユルガル”との間に、“公民”(Qanly)と領民(emcü)との差違を確めようとした。これらの論を進めると當つて、もつぱら秘史にのみ頼つて、中国や西方のイスラム資料によらなかつたのは、当時のモンゴル語における本来のこれらの用語のもつ意味と社会的起原とを純粹の形で捕へたからである。そしてそこで知り得たことは、“ウルス”と“emcü”と“ソユルガル”との間に存する意味の基本的相違である。この重要な論点に関して、従来はきわめて曖昧であつた。例へば、かのすぐれた碩学バルトルドは、もつぱら西方の資料にのみ頼つたためか、この三者の觀念を混同してつぎの如く述べてゐる。“Therefore, Chingizkhan gave each of his three eldest sons a separate appanage (inju) comprising a certain number of nomad herds (ulus) bound to provide military detachments and tracts of land (yurt) sufficient for their upkeep. The boundaries of the yurt were only vaguely defined. The first to receive his *fief* was the eldest son Juchi, to whom his father gave in 1207 the so-called “forest peoples” from the lower course of the Selenga up to the Irtysh”.右の文における“inju”とは筆者の考察によれば、*inju* はモンゴル語の emcü  $\triangleright$  omcü  $\triangleright$  omci  $\triangleright$  injü  $\triangleright$  injü であつて、西方イスラム文献にみえる“injü”は本来モンゴル語の“emcü”の a corrupted form に外ならない。とついで、チンギス汗が子どもらに“クビ”として分与したものは、決して“injü  $\triangleright$  emcü”のやれどはなつて、qubčur の対象となつた“ウルス・イルゲン”であつた。そして inju とは、むしろこれと対立する概念としての“ソユルガル”(封臣)そのものである。別に

いふならば“*Inju*”とは各ウルス内において、ウルスの主君が「自の体らに貼く *emčü* とつて」(*beye ča'ada emčülen*)すなはち私有地・私有民として設けたところ “*Krongiter*”(王領の地、または民)であった。また“ウルス”といふ概念のなかには“*nomad hordes*”の意味はもとより含まれるけれども、決してそれだけにつぎるのなく、むしろ“*nomad hordes*”たる“イルゲン”(igen) および“*cattle and yurt*”としての“オロガ”(oroga)とを含めた統一的概念としての“ウルス”ないしは“ウルス＝イルゲン”であったことも同時に知らねばならないであらう。ともあれ、かやうな連関において、“ウルス”と“ソユルガル”ないしは“*emčü* > *inju*”などの諸概念の明晰な分析なくしては、モンゴル朝、ひいては元朝治下の封邑制(“ソユルガル”制)を説明することは、恐らくは不可能に近いのではあるまいか。また西方のイスラム世界に建国した諸汗国内における“ソユルガル”制は、元朝治下に発達した“ソユルガル”制と大分異なる面があるやうでもある。それを西方諸汗国のそれとの対比において研究すべきであらうが、いまはその暇がない。他日、以上のやうな意味での元朝治下の「封邑制」に関して、ふたたび筆をとりたいと思つてゐる。

(東京都立大学人文学部助教授)

註

- (一) Barthold, v. v. *History of the Semirechye* (Fonn Strudus on the History of Central Asia) p. 112 及び同論文の註①頁に於て “When cultivated lands were conquered, their revenue was not appropriated (*inju*) by any one prince, but was divided among them all. *emčü* がかれたる。こゝに述べられてゐる“*inju*”と本文に引用した彼の“*inju*(a separate

*appanage)*”といふものが、一体どういふ連連の下で説明されたらよいか、筆者には理解しがたいところである。

またこの点同じやうに Bertold Spuler 教授の『イル汗国史』(金帳汗国史)における“*Soyuryal*”と“*Inju*”との説明のなかに、違つた性格のものを混同して、曖昧になつてゐる点が少くないやうである。